

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年9月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第40号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条の表変則勤務手当の款京都市立京北病院に勤務する職員の項中

「 1回 4,400円 」	を	「 1回4,400円(正 規の勤務として午前 8時30分から翌日 の午前2時まで又は 午後5時15分から 翌日の午前2時まで の業務に従事したと きにあっては,2,200 円) 」	に改め,「看護
---------------------	---	--	---------

師, 准看護師又は」を削る。

附 則

この規則は, 平成20年10月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)